

公共事業の受注方式

——市場の不安定性に対する改善策——

星川順一
黒沼善博・

目 次

- I 公共事業に関する市場の不安定性
- II 行政の対応策
- III 解決策
- IV 入札制度
- V おわりに

I 公共事業に関する市場の不安定性

公共事業に関する受注に関して、官製談合、民間談合が関心を集めている。現代の市場経済において、このような問題が複数回発生するのは、その基底になんらかの市場の不安定性があるとみて、差し支えないであろう。換言すれば、市場に自由な受注活動において安定的な解があれば、談合が繰り返されることはないであろう。それが繰り返されるのは、そこにその原因となるなんらかの要因が基底となっているからである。解の安定性とは、均衡から外れたとき、均衡へ回帰するメカニズムを市場自身が保有することをいう。

* 共著者のひとりは建設会社勤務であるが、本稿は個人の見解であり企業の意見を表明したものではない。

まずは公共事業がもつ解の不安定性から考察しよう。その観察には「くもの巣」モデル¹⁾が適しているように思われる。このモデルは、需要と供給のそれぞれの意思決定に時期の遅れが生じることを基礎に、それぞれの価格変化に対する反応度の相違から構成される。すなわち、 t 期の需要は、 t 期の価格に依存するとしよう。これに対して、 t 期の供給は $t-1$ 期の価格の関数となる。

$$D(p_t) = S(p_{t-1})$$

民間市場での例示は省略することにして、早速、公共事業を考えてみよう。そこでは、行政はその予算の組み方において、特定の規模の工事（公的建物や橋、道路など）を建設しようとする計画をもつとしよう。ある一定の予算の枠内で、計画を実施するであろう。その計画は、価格が低下したからといって受注量を増加させる性質のものではない。年次計画として多少の早期着工なども可能であろうが、行政手続きはそれほど迅速ではない。

行政の工事に対する需要曲線は、図1にあるような形状を示すであろう。もっとも図の意味を明確化するために、若干の傾斜をつけてある。現実的には、需要曲線は一定の範囲内で垂直になっている場合もある²⁾。

これに対し、供給曲線は、建設工事や原料の準備など、前期の価格に依存する確率は高い。しかも供給曲線の傾斜はかなり急であることが推測される。建設機械などの資本のストックが追加されると、この傾向は強くなるであろう。

例えば、建築工事の主要構造部材である鉄骨について、 $t-1$ 期に調達される資材の購買価格が、 t 期に完成する（供給される）工事価格に直接影響を与える。建設現場の鉄骨建方に先立って、仕様に合わせた事前の製造工程が必要であり、発注量と購買単価は購買時期（ $t-1$ 期）に決定されるからである。

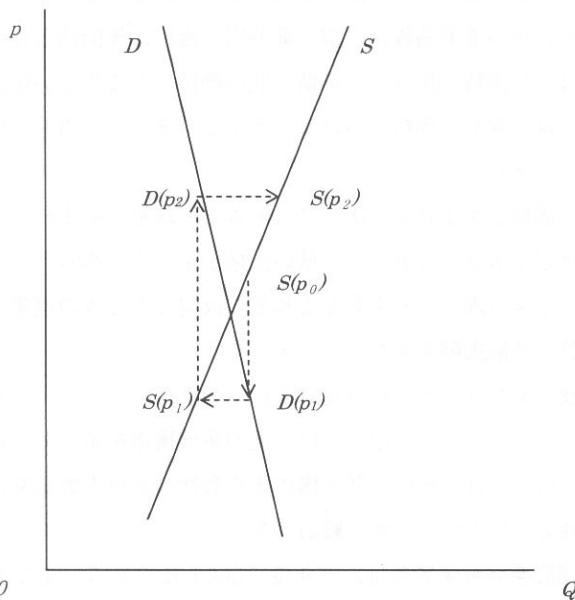
建設は單一生産を担う産業であり、請負工事金額に占める主要資材や労務の

1) Cf. Samuelson (1947), Chap. 9, The Stability of Equilibrium and Allen (1956), Chap. 1, The Cobweb and Other Simple Dynamic Models.

2) 行政が担当する領域は、市場で処理することが困難な「市場の失敗」領域であり、それに必要な設備を「予算」資金で調達する。「市場の失敗」については、星川(2003)第2章を参照されたい。

公共事業の受注方式

図1 くもの巣モデル（発散型）



価格は、完成工事時の前の期の購買単価、すなわち当該工事の見積時期である市場価格 ($t-1$ 期) によって決定されるであろう。その $t-1$ 期の価格をもとに供給量が決意されるが、 t 期の価格は t 期の需要量によって決定される。それゆえ、労働者と作業重機を抱える専門建設会社にとって、需給時差にもとづく経営資源の日常稼動率が売上高と利益の動向を左右することとなる。

とくに中小企業や零細企業については、低価格での受注についても、生活するためには、それを甘んじて受けようとするであろう。なお、そこには工事の不良の発生基盤も生まれるであろう。

供給曲線の価格に対する反応度が低い理由は上記の通りであるが、その状態のもとで、需要曲線がそれ以上に価格に対して反応度が低い。

もし公共事業の需給それぞれの事情が「価格軸に対する需要曲線の勾配が、絶対値において、供給曲線のそれよりも緩やかである」という条件があれば、均衡解は不安定な動きをするであろう。「くもの巣モデル」では、 t 期の価格は、

$t-1$ 期の価格の関数である供給量に対して、 t 期の需要によって決められる。

すなわち当該事業をぜひ市民に提供しなければならないという行政要望が仮定されると、その需要曲線は一定の範囲内で価格に無関係となるであろう。

たとえば、均衡解と比べて、前期の低い価格による少ない供給量では、需要者（行政）は大変高い価格をつけようとするであろう。当該工事が行政上必要であるからである。

この高い価格が生まれると次期には大きな供給量が生まれ、行政の確定した需要量（確定工事量）において、低い価格が生じるであろう。

これが、市場原理に公共事業を委ねると仮定したときの現象であろう。市場の需給一致が発散振動をもたらす。

日本の建設業をみると、総合建設会社を元請とし、以下に一次下請、二次下請・・・というピラミッド型の上位下達の多重構造を示している。建設業界の企業構造については、その下部を構成する会社ほど少人数企業になり、限りなく「一人親方」に近づくのが一般的である。

全国の建設業許可業者数は2005年度で562千社である。また公共工事を請け負う建設業者の数は188千社であり、他の業種に比べて建設業への参入企業数のこの規模は、類を見ない数である。

建設業界の底辺では、工事受注の継続によって、企業存続を行っている零細業者が圧倒的多数であるという現実を考慮しなければならない。

供給曲線が一期前の価格に依存する「くもの巣」型とすれば、それを市場原理に委ねると、悲劇的な現象が生まれるであろう。多くの供給能力を擁したもとの次期での低価格受注があるときには、生じるであろう。比喩的には、「豊作貧乏」が生じるであろう。

供給側に建設機械などの資本ストックが追加されると、価格に対する反応速度はより遅くなり、低価格受注は加速されるであろう³⁾。また建設機械などのレンタル企業が想定され、受注活動に柔軟性が与えられることも考えられるであろう。しかしレンタル企業も受注難に遭遇すれば、競争市場において、結局は、同じ行動をとるであろう。

3) Cf. Allen (1956), Chap. 1.

また前期の低い価格がもたらした過少供給によって引き起こされる当期の高い価格では、零細業者は贅をもって横臥するであろう。

II 行政の対応策

この発散型の市場について、行政側はなんらかの対策をとることになる。とくに土木工事などは、それぞれの地域経済を支える側面がある。行政としては、それを発散型振動に委ねることはできないであろう。

すなわち行政は、発散振動での低価格による地域の貧困、また低価格によって引き起こされる品質の劣化、それによる将来の災害や長期的補修費用の増加などを防ごうとするであろう。

行政の合法的行政措置⁴⁾のひとつは、公共工事の「予定価格」を提示することである。その価格を超える入札は無効とする。予定価格の制限内で最低の価格をつけた者を落札予定者とする。

また「最低制限価格」による見積をもつてする入札制度がなされている。地方自治体の入札要項によれば、「最低制限価格」設定の場合、その価格以下の入札は、失格となる。それは、工事内容の質に関する「情報の非対称性」⁵⁾から生じる質の劣化を防止する側面も含められているのであろう。すなわち「失格」措置は、品質に疑義があるゆえと見込まれるのであろう。または、そこには地場産業の貧困を防止しようとする行政態度もあるのであろう。

「最低制限価格」以上の価格を入札者のうち、最低の価格を示した企業を落札候補者とする。こうなると、複数の入札企業が同じ「最低制限価格」を提示することは容易に生じるであろう。さて、落札候補者が2以上あるときは、地方自治体の「入札要綱」によれば、システムの「くじ機能」によって抽選を行う。

4) 河内長野市電子入札実施要綱(2007)、寝屋川市業務希望型指名競争入札（電子入札）施行要綱(2007)などを参照。

5) 建設業については、耐震強度偽装に関して、星川(2006)を参照されたい。

落札候補者が2以上になるのは、常態となる。その場合入札参加の資格を事後審査を行う。こうして行政は、抽選で引受会社を決める。

このような行政側の対応を批判するのは容易である。しかしながら行政側がこのような入札制度を生み出したのか⁶⁾。一般競争入札によって市場の均衡解が安定的にえられるのであれば、さほど問題視することもないであろう。

予定価格の場合、落札予定者のみが予定価格以下より高い価格をつけ、その他の応募者は予定価格以上の価格をつければ、落札者は決定される。「談合」は、そのような形で行われる。

また「最低制限価格」提示の場合は、一社のみが「最低制限価格」をつけ、他の企業はそれ以上（またはそれ以下）の価格をつけることも可能である。業者への受注配分を「談合」によってすることも可能である。また複数の「最低制限価格」の場合は、「談合」によって工事予定者を決め一括丸投げすることも可能であろう。

事後的に観察すれば、「予定価格や最低制限価格」と「談合」は、ひとつのセットとなっているように見える。

ここに「談合」が発生する要因には、(1) 市場の不安定性を避けようとする側面と、(2) 政治や行政機構が絡む水面下の汚職などの面との二つの側面がある。

本稿では(2)の側面は政治学に委ねて、もっぱら(1)の側面を解析しよう。以下、より安定的な均衡解を導ける機構を模索してみよう。その解は、(2)の問題をも解決してくれるであろう。(2)の問題は、(1)の制度的不完全性にまつわるモラル・ハザード（租税の非効率利用に向かう）である。

「談合」を議論する場合、行政の土木事業などの受注の構造を明確化しなければならない。その基本に、均衡解の不安定性があることを明確に認識しなければならない。この市場の基本構造を等閑視すると、解決策が生み出せない。

6) 公共工事における入札制度の透明性という観点から一般競争入札、電子入札が汎用化している。「一般競争入札」は、かつての「指名競争入札」が官製談合・民間談合の温床となるという指摘のもと、入札参加要件さえ満たしておればどの建設会社でも参加することができる入札制度である。また、電子入札・郵便入札は、入札会場への一斉集合という事務的な煩雑の簡素化を意図される。

公共事業の受注方式

「予定価格」のとき市場原理に委ねると、ダンピングの可能性を防がねばならない。受注競争での低価格受注によって、長期的な耐用年数をもつ公的な事業に関して、品質の想定以上の劣化が生じる恐れもある。それは、やがて補修費用によって、結果的に過度に高額な受注になる。長期的非効率を防ぐために、どこかに歯止めをかける制約が必要になる。

「最低制限価格」の場合、受注競争は複数の入札候補者を生みだすであろう。それは、企業行動として、「最低制限価格」を入札することによって落札者となる「権利」をうることができるからである。

かくして行政は抽選によって落着させるが、しかし偶然に依存する均衡は、効率を求める経済学の均衡解になるのであろうか。抽選（偶然）任せの均衡解に、この公共事業市場を委ねて良いのであろうか。

もっともこれに対しては行政措置として、抽選後直ちに当該工事の見積書を提出させ、妥当な内容であるか入札審査会で判断を行うことが必要となるであろう。見積内容不適格による当選者失格に続く、追加審査の対象となる次点者を決めておくことも必要となるかもしれない。

これは、それ自体としては入札者の能力を検定する意味で有意義であるが、市場の安定性を確保するためには十分ではないであろう。

「談合」において、上記の(2)の側面を捨象することにすると、そこでの取引が競争によって適正利潤率をもって行われたとしよう。市場の不安定性を克服するためには、なんらかの「話し合い」はひとつの途として不可避である。「話し合い」が「市場失敗」領域でのひとつの解であれば、その公正性を確保する方法は存在するであろうか。

「談合」禁止を民間企業間で誓約した場合、不採算の工事分野には応募企業がゼロであるといった現象が発生している。それは、「談合」によって採算分野と不採算分野を各企業へ配分していることを表現している。それは、不採算事業への予算不足が課題となるが、ある特定の条件下で「談合」が調整役を演じていることを示している。

安定解の存在しない市場について、とくに(2)に関してただ道義的非難を行うことでは未来は開かれない。なんらかの制度的改善が必要である。

すなわち、民間談合が意図した安定化機能を維持したまま、発注・決定機構の市民への開示によって公平性（採算の最適化）を確保できるか否かを検討しよう。民間談合の意図したもののが改善策が、公的市場の未来の発展のために、検討されねばならない。

III 解決策

経済には、(1) 市場原理が有効に機能する領域と、(2) 「市場の失敗」と言われる領域とがある。行政が民間業者に発注する建設物市場は、「市場の失敗」領域である。しかしこの公的市場では、自動的に均衡へ収斂する諸要因を需給双方がもつという意味で、安定的な解をもつようになっていない。それは、不安定であるという意味において、もうひとつの「市場の失敗」に入れなければならない。

建設物は長期にわたって安定的な品質をもつようなものでなければならぬ。一時的な「見栄え」であってはならない。その意味では建設物は、専門家以外の主体にとっては「非対称な情報」をもたざるをえない市場である。そのことを留意したうえで、価格の拡散を伴わない解決案を考えよう。

(その一) 審議会での情報開示

建設について「企業の社会的責任」(Corporate Social Responsibility) (CSR)⁷⁾が議論され、「第三者評価機関」の活用もなされている。公共機関における建設についても、当事者に加え第三者参加の制度が検討の対象になるであろう。

市民を含む第三者が参加するような審議会を、公共団体に、またはより広い地理的規模で中立機関として設定する。組織には、執行役と監査役との二つの機能が具備されねばならない。監査役は、審議会という組織の内部に設けられてもよい。

また、審議会には建設の専門家以外の学者や弁護士、対象となる施設の実務者（病院であれば医師・看護師、学校であれば教師、図書館であれば司書等々

7) 財團法人 建設経済研究所(2007)参照。

公共事業の受注方式

をオブザーバーとして参加）などを構成員に加えることにより、より広範な透明性を高めることになるであろう。自治体の年度予算を大きく占めるような大型工事には、特にこのような第三者評価機関の活用が有効となるであろう。

各建設業者は民間市場で競争的に活動している。そこで審議の基本方針は、民間市場シェアを基準として、発注配分を行う。建設企業には、それぞれ得意とする技術の分野があるであろう。それを勘案して発注配分率が設定されねばならない。それは、後述の総合評価方式が必要になるであろう。

また、発注する主体に依存して、発注の年次別配分の必要性が生じるかもしれない。それは、行政の年次予算の規模との関係からも生じるであろう。

また審議する主体は、十分に専門知識をもたなければならないであろう。しかし民間市場での市場シェアの情報は、非専門の審議会委員にとっても、大いに助けになるであろう。

もっとも民間市場では、「情報の非対称性」を悪用する詐欺事件が防止されていることが、その前提条件とされねばならない⁸⁾。その遭遇するかもしれない困難は、制度の改善によって解決されるであろう⁹⁾。

要するに、地方政府の公共事業に関して、何らの形で市民参加がなされれば、建設市場は順調に発展するであろう。発注先の選別は、当事者と第三の専門家によってなされ、その後にその報告をもとに一般市民の了承をうることも可能であろう。そこでは一般市民が最終的な監査の役割を演じるであろう。

公的建設物の売買についても、その基本原理について、市場での一般財の売買と同じでなければならない。市場では、買い手は、より安い価格で高品質の財やサービスを手に入れようとする。それは市民の利害と同じである。また売り手は、高品質の財を競争に耐えうる高価格で所得をえようとする。それは、企業の基本原則である。

8) 星川(2006)参照。

9) 最高裁判所は、2007年7月6日、マンションの欠陥につき、「建物として基本的な安全性を損なう瑕疵があり、住居者らの生命、身体が侵害された場合、不法行為による賠償責任を負う」との判断を行った。前稿(2006)では、この法令遵守とともに、指定審査民間機関を複数にすること、保険機構を整備することなど、監視に関する幾つかの提案を行った。

その自由市場の原理に反する行為が、公的な売買について行われる場合がある。市民の代理人（行政や政治家）は、市民の利益を真摯に代表しなければならない。経済学の原理は、公的な設備建設についても、市場原理に即するような機構整備を行うことを願っている。

すなわち市場の原理は明解であり、それが機能しない「市場の失敗」領域においても、市場の基本原理が達成できるような機構整備が必要である。そこになんらかの市民の監視が取引の透明性のために必要となるであろう。

さて、上記審議会提案は計画的要素が挿入されるように思われるが、しかしそれは他方の市場メカニズムが機能していることを前提にした提案である。政策は、市場に対して、可能なかぎり中立的であることが望ましい。

個々の案件について、品質と価格が適切であるか。発注する指定審査民間機関を複数にすることも、必要費用は要するが、企画の適正を確保するために、必要になるかもしれない。個々の案件について、長期的品質を確保するうえでの価格が適切であることを確認しなければならない。

可能な限り情報の対称性を確保するため、競争民間企業への発注の配分については、審議会の記録を公開する。少なくとも、技術の特性を含めて選定の基準を明確にして、開示すべきであろう。

公共事業の規模が大きくなると、近年の道州制度などの議論のように、審議会を都道府県を越えたより大きな枠組みにおいて設ける必要があるかもしれない。そこでは民間市場での市場シェアや技術条件などを参考に、公的需要の民間企業への発注配分がなされることも検討しなければならないであろう。

建築物の専門性からみて、各自治体単独での審議会の設置は、専門家の結集という面からしても技術的に困難であろう。地方分権が進められようという現状では、地方は従来の規模を脱して、より大きい人口規模での公共施設の最適性を追求しなければならないであろう。

発注配分が公正に行われるのが目的である。そのためには、審議の煩雑さは避ける方法が検討されねばならない。

現状からの改善策として、つぎのような提案も有効となるかもしれない。

一口に総合建設会社（ゼネコン）といっても、専門工事における得意分野は

公共事業の受注方式

企業によって異なる。それは特に地方の建設会社において顕著となる。したがって、地方の公共工事におけるそれぞれの工事種類の発注量に鑑みて、発注配分を勘案しなければならないかもしれない。それは経営事項審査結果¹⁰⁾の評価とも関わる判断基準である。

公共工事の入札参加に必要な経営事項審査結果には、それぞれの建設工事の種類の総合評定値（P点）¹¹⁾が示されるが、自治体ごとにこの評定値を基準として、工事規模に応じた発注配分量を考慮することが考えられる。この方法は、道路工事や設備工事など、より専門性の高い中・小規模工事に有効であろう。

設計図書に基づき建設会社が見積る内容が適正かどうかの判断は、従来までは公共側が委託する設計事務所が担当してきた。設計事務所が審査機関の役割を果たしてきたわけであるが、さらに客観性と中立性を持たせるために、工事規模に応じてこの審査専門機関を複数にすることも考えられる。審査内容は、市民に開示する方法をとることが、非対称な情報を対称化する手段になるであろう。ただし、同時に事務手続きの煩雑化は回避する制度とすべきであろう。

（その二） PFI（Private Finance Initiative）

大型の公共工事の場合、政府の失敗領域において、民間側の運営手法を導入することによって、施工から施設完成後の運営を一括して民間会社が担当する方法をPFIといいう¹²⁾。民間企業が特別目的会社（Special Purpose Company）（SPC）を設立し、金融を含め、工事完了後の事業経営を担う。それは、民間が公的分野を担う制度である。

この制度の利点は、設備の建設とその後の経営について、民間の効率性を取り入れることにある。換言すれば、この制度は、租税の無駄遣いを予防し、その効率的活用を意図する。

10) 公共工事を請け負おうとする建設会社は、国土交通省令で定めるところによる経営に関する客観的事項について審査を受けなければならない。審査結果の数値により、入札参加の工事規模・種類が決まる。

11) 建設業の経営事項審査項目は、経営規模・経営状況・技術力・その他の社会性の四項目の評価から成り立っている。それらを基に、総合評点（P点）が算定される。

12) PFIは、国際的にも展開されている。たとえば、それは日本の電力会社の海外でのダム電源開発に適応されている（瀬岡（2004）参照）。

この制度を生かせるところは、まず施設利用の料金徴収が可能な分野である。病院、給食、ゴミ償却設備など、従来行政側が実施してきた予算を基準にして利用料金を決める事になるであろう。従来行政は予算をもって事業の経営を行ってきた実績を基礎に、今後の効率的経営を望むであろう。改善点による費用削減などは、その後の是正策によってなされるであろう。

技術進歩による経営の改善点は、経営主体 (SPC) に帰属すべき功績分を含め、審議会に開示し、現行の料金体系の適正性とそのさらなる改訂を行うことが望ましい。

技術進歩による収益の一端は内部留保を行い、未来の技術進歩に備えるべきである。また他方で技術進歩の一部は、資金提供者への配当とともに施設利用者に対して、改善の効果を示すことが望ましい。それは、利用料金の引き下げまたはサービスの改善などによって、市民へ還元されるであろう。

情報開示については、煩雑さを可能なかぎり削減しなければならない。この企画の目的は、民間手法の導入による効率化にある。その意味で、市民に提供する審議書類の多さ（非効率）などは、可能なかぎり避けねばならない。

なお、利用料金を徴収しない図書館などについても PFI がすでに活用されている。従来の図書館運営費を基礎に、SPC が生み出す図書利用整備に応じて、入場者数、一人あたり図書借り出し数、利用者アンケート調査などの図書館利用効果を測定することができるであろう。行政の SPC への支出は、名寄せで図書館利用者数比率（対市民数）、利用冊数、快適度などの指標を用いることによって、市政発展に資するような形で決定されるであろう。公的分野の民間活力發揮は、なお多くの分野で展開されるであろう。

PFI には、事業主体である公共側の財政事情、目的となる施設の運営に応じて様々な方法が採られる。

公共施設の建設を請け負った会社の財務内容は、施設完成後の維持管理と大きくかかわる要素を持つ。したがって入札前に入札参加業者の健全性や施工実績を審査することは、完成後の利用にとって重要な手続きとなるであろう。評価項目は、「経営事項審査結果」に盛り込まれているが、政府指針の一般競争入札においても、総合評点のみならず財務内容や過去の類似施工実績は入札参

加要件にハードルを設定すべきであろう。

その意味で、現行制度を含め、以下の入札制度が必要になるであろう。それは、「審議会での情報開示」についても同様である。

IV 入札制度

一般に従来までの公共工事の入札は、事業主体である官（および官が設計委託する設計事務所・コンサルタント会社）が現場説明会において入札参加の建設会社に当該工事の実施設計図書を示し、建設会社がその設計図に基づいた見積額を入札する方法で行われてきた。予算範囲内で最低金額を入札した建設会社が落札者となり、工事請負契約が締結され工事の実施となった。この現行制度に加え、近年では民間工事にみられる手法を取り入れた入札制度を公共工事にも導入していくことが必要となってきた。それらを考察しよう。

(1) 総合評価方式

入札の標準仕様図書に基づく見積額以外に、施工合理性を建設会社が検討し（Value Engineering）（VE）、合理化案を取り込んだときの施工内容と工事金額を総合的に判断する入札方法である。実施設計の合理化と工事原価の低減化を建設会社側で検討し提案する方法が、広義の意味での総合評価方式といえる。

一方、総合評価は、受注機会の均等化を意図した観点から、当該自治体における専門工事分野の発注配分率も勘案されるべきであろう。年度ごとに入札参加しようとする建設会社の受注実績に応じた要件を評価項目に加えるべきであろう。

ただし、建設会社が無作為にどの自治体の工事へも入札参加することが可能な制度であってはならない。計画地の地域特性を掌握した建設会社が工事を担当することは、工事の進捗上現実的な対応となるからである。それは、単に地場産業振興を直下の目標とするというよりは、むしろ地域環境、土壌の性質、供給業者の即応性、資材の流通状況などの地域特性を生かした入札配分が望まれる。この条件を満たすことによって、地場産業の発展が可能となるであろう。

効率を目標にすることによって、地場企業の発展は可能になる。

(2) 競争的交渉方式

公共側の予算範囲における最有力交渉者を入れによって決定し、仕様に見合った工事内容の交渉(negotiation)を実施する方法である。交渉相手からのVEやCost Down(CD)などの提案によって工事内容を合理化する。建設会社との個別交渉によって、見積提示額を公共側の予算に近づけていく方法であるが、長期的な維持管理や品質とのバランスも同時に勘案することが重要である。

(3) 設計施工一括方式

公共工事においては、従来は施工会社と設計監理を行う設計事務所とは分割して発注する方法が採られてきた。応札者の予算の効率化は考慮されなければならないが、公共側が基本設計を行い、選定された施工会社がその設計図を見積し、さらに実施設計とともに施工（追加変更時見積を含む）を行うことも考えられる。

(4) CM (Construction Management) 方式

公共工事の施工管理は、ゼネコンが一括受注を行って各専門業者の総合監修を行ってきたが、公共側が施工管理を行う機関を委託することにより、総合建設会社も建築工事の専門業者に特化することが考えられる。従来は、海外で多くみられた手法である。

(5) 性能発注方式

公共側が求める標準仕様を建設会社に提示し、建設会社から要求する水準を満たしたうえで最大の品質を引き出さそうとする方法である。例えば、建設会社が道路工事での排水性や騒音値の抑制などの具体的な仕様内容を示し、公共側が施設の性能と見積金額を総合的に判断して受注会社を特定する。

PFI事業では、民間の創意工夫を公共事業に取り入れるという意味において性能発注が行われることが理想となる。

官製談合にみられるように、一部の利権が介在することによる請負工事代金の余分な拠出を排除するためには、当該工事の工事原価が妥当なものであるかを精査するところから始めなければならない。それは入札制度の整備の前提条件となる。

公共事業の受注方式

改善された条件のもとでは、建設会社は不採算工事を恒常に受注し続けることはしないであろう。官製談合の構造は、入札時の契約金額と工事完成にいたる追加変更工事費の総額から一部利権への余分な拠出が実行されることが特徴的である。

これらの監査機能を果たすために、既述の審査会はより長期的・大局的な視野にたてば、工事規模に対応して、市町村を越えた、または都道府県を越えた、建設評価機能を発揮する機構が設置されることが必要かもしれない。その場合、市場の動向と建設会社が提示する見積内容の妥当性の判断のために、設計事務所やコンサルタント会社からの派遣員を参加させることが考えられるであろう。専門家配置制約を考慮した機構構成が望まれる。

建設単価について、その妥当性の判断は、同時に、ダンピング受注の防止策として機能するであろう。

従来はそれぞれの自治体で決裁が行われてきた。仮契約から議会承認に至る機能の正当性を審議会のような機構に委ねることは、またはそれを自治体単位をこえる地理範囲の審議会に委ねることは、自治体における利権の排除に有益となるであろう。換言すれば、公共工事の請負契約の過程において、入札制度を運営する自治体機能から独立させて、利権が介在しない中立的な審査・監査組織の設置が望ましい。

近年、公共工事の透明性を高める動きがそれぞれの自治体で行われているが、入札制度の改革の最大の目的は、市民への開示と同時に当該事業の租税運営の効率化であるべきである。工事の発注は安く済んだが建設後の維持管理は高くなり、結果的に税負担が増加するということは避けねばならない。建設後の「手抜き工事」補修は大変費用のかかるものであることは、銘記すべきである。

入札制度の改善は、制度づくりの技術論に終始するのではなく、企業を取り巻く市場の動向と家計が最終的に負担する租税の効率化を目指した総合的な視野が必要である。

V おわりに

官製や民間の談合など社会的に非難をうける事象について、倫理的側面が強調される。しかしそこに批判される事象について、それが発生するには、それを誘引する要因があることを認識しなければならない。それは、しばしば市場メカニズムが安定解をもたない場合に生じる。その解の不安定性（発散振動）を矯正し、望ましい結果を導く機構整備が不完全であることに、問題が発生する。

経済学が担わなければならないことは、不安定な市場については、そこに社会的機構を用意することである。誕生する制度には、モラル・ハザードが発生するかもしれない。そのことにも留意しながら、なんらかの制度を考案し、「市場の失敗」領域の効率的発展を意図しなければならない。

公的資金が社会の厚生の発展にとって不可欠である分野について、それに適切に対応する機構整備が必要である。ここで入札や発注に関して幾つかの制度改善策を提示したが、実施について試行錯誤の要素をもっているものと推量する。しかしそれを超克する過程も含め、公的市場に民間活力と効率が生かされなければならない。

本稿はこのような意図をもってまとめたものであるが、そのひとつの試みとして理解して頂ければ幸甚である。制度についての何らかの提案もなくて倫理面での批判で終始するならば、社会福祉の改善はないであろう。

経済学は、最適解を求める仮説の体系である。新たな制度的条件で、情報開示を推進し、公的受注が資源利用について効率化されることが必要である。

公共事業の受注方式

参考文献

- Akerlof, George (1970). "The Market for 'Lemons' - Quality Uncertainty and the Market Mechanism -", *The Quarterly Journal of Economics*, Vol.84, No.3, pp. 488-500.
- Allen, G.D. (1956). *Mathematical Economics*, Macmillan & Co. Ltd. 安井琢磨、木村健康監訳『数理経済学』、紀伊国屋書店。
- Samuelson, Paul Anthony (1947, 1965). *Foundations of Economic Analysis*, Atheneum, New York. 佐藤隆三訳『経済分析の基礎』、勁草書房。
- 星川順一(2003). 『入門 経済政策』、大阪経済法科大学出版部。
- _____ (2006). 「非対称な情報における当事者数－耐震強度偽装に関して－」『経済学論集』第29巻2・3合併号、37-52頁（黒沼コメント付）。
- 黒沼善博 (2007). 「建設技術の経済学的考察－沖縄県宮古島砂川地下ダム建設にみる効用と今後の課題を中心として－」（大阪経済大学大学院経済学研究科修士論文）。
- 河内長野市電子入札実施要綱(2007)。
- 寝屋川市業務希望型指名競争入札（電子入札）施行要綱(2007)。
- 瀬岡正彦(2004). 「フィリピン・サンロケ多目的プロジェクトの概要」、土木学会岩盤力学委員会ニュースレター No.5。
- 財団法人 建設経済研究所(2007). 『建設企業におけるCSRの評価制度および当該評価制度データベースの活用方策に関する調査報告書』（委託者：財団法人 建設業情報管理センター）。

